総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百六号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第四号中「事項のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するもの」を削り、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第四十八条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とする。

第百十九条第一項中「三人」の下に「、統計調整官一人」を加え、「、恩給企画管理官一人及び恩給業務管理官」を「及び恩給管理官」に改め、同条第二項中「第十四条第二号（同号ロ及びニに掲げるものを除く。）に掲げるものに限る」を「第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるものに限り、第四項各号に掲げるものを除く」に改め、同条第三項中「限る」を「限り、次項各号に掲げるものを除く」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「恩給企画管理官」を「恩給管理官」に、「のうち次に掲げる事務」を「（第十四条第三号及び第四号に掲げるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　統計調整官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　統計委員会の所掌事務についての関係行政機関との連絡調整に関すること。

二　統計委員会の庶務に関すること。

附則第四条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「子ども・子育て支援臨時交付金」を「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金」に改める。

附則第五条に次の一項を加える。

２　自治税務局の所掌事務については、令和七年三月三十一日までの間、第九条第六号中「関すること」とあるのは、「関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）」とする。

附則第八条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一号中「附則第二十三条第一項」を「附則第二十二条第一項」に改める。

附則第二十条の見出し中「恩給企画管理官」を「恩給管理官」に改め、同条中「恩給企画管理官」を「恩給管理官」に、「第百十九条第五項各号に掲げる」を「第百十九条第六項に規定する」に、「次に」を「附則第七条各号に」に改め、同条各号を削る。

附則第二十一条を削り、附則第二十二条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第二十三条を附則第二十二条とする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百七号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令の一部を改正する。

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十」に、「第六章　雑則（第五十八条・第五十九条）」を「第六章　地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に係る重加算金の特例（第五十八条―第六十条）　第七章　雑則（第六十一条・第六十二条）」に改める。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第八条の二の二　法第四十五条の三の二第四項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第四十五条の三の二第四項に規定する給与所得者（次号において「給与所得者」という。）が行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。

二　法第四十五条の三の二第四項の規定により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与所得者を特定するための必要な措置を講じていること。

三　法第四十五条の三の二第四項の規定により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第八条の二の三　前条の規定は、法第四十五条の三の三第四項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前条第一号及び第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項」と読み替えるものとする。

第八条の四の次に次の一条を加える。

（退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第八条の四の二　第八条の二の二の規定は、法第五十条の七第三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二の二第一号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、「申告書」とあるのは「退職所得申告書」と、同条第二号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と、「給与所得者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける者」と、同条第三号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条の七第三項」と読み替えるものとする。